

平成19年度茨城県立高等学校入学者選抜実施細則

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
<p>1 応募資格</p> <p>2 募集の課程， 学科及び定員</p> <p>3 志願校及び学 科の選択</p>	<p>応募できる者は，次の(1)，(2)及び(3)のいずれかに該当し，かつ，(4)又は(5)に該当する者とする。</p> <p>(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成19年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成19年3月修了見込みの者</p> <p>(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者又は平成19年3月該当見込みの者</p> <p>(4) 全日制課程にあつては，原則として保護者とともに県内に居住している者</p> <p>(5) 定時制課程にあつては，原則として県内に居住地又は勤務地を有する者</p> <p>別に定める。</p> <p>(1) 1校1課程1学科に限る。</p> <p>(2) 農業，工業，商業及び水産に関する学科において，2以上の学科がある場合には，第2志望まで出願できる。</p> <p>(3) 普通科のコースを志願する場合は，同一校の普通科又は他のコースを第2志望とすることができる。</p> <p>(4) 3部制の定時制課程の午前の部又は午後の部を志願する場合は，同一校の午前の部又は午後の部を第2志望とすることができる。</p>	<p>中学校卒業認定試験を受けようとする入学志願者は，入学願書提出期間の前日以前に，志願先高等学校長の指示により，当該認定試験を受けなければならない。</p> <p>【県外及び外国からの志願】 「16 県外及び外国からの本県県立高等学校への入学を志願する者の取り扱い」（P.16）参照</p> <p>定時制課程の単位制高等学校に応募できる過年度卒業者は，次の条件を満たすものとする。</p> <p>高等学校入学経験がないこと又は高等学校での修得単位数の計が18単位未満であること。</p> <p>なお，高等学校での修得単位数の計が18単位以上の者が，定時制課程の単位制高等学校への転編入学を希望する場合は，当該高等学校長の定める転編入学試験によるものとする。</p>

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
<p>4 志願の手続</p>	<p>入学願書は、中学校長を經由して志願先高等学校長に提出する。</p> <p>【手続】</p> <p>(1) 入学志願者は、入学願書を中学校長に提出する。その際、入学者選抜手数料に相当する茨城県収入証紙を所定の欄にはる。</p> <p>(2) 中学校長は、提出された入学願書を、その記載事項に誤りのないことを確認のうえ、入学志願者書類等送付書を添えて、志願先高等学校長あて提出する。</p> <p>なお、波崎柳川高等学校及び中央高等学校の普通科体育コースへの入学志願者については、普通科体育コース実技検査受験者一覧・健康状況証明書（様式第2号）を中学校ごとに一括作成し、入学願書に添えて提出する。</p> <p>(3) 入学願書を受理した高等学校長は、学力検査受験票を中学校長を經由して入学志願者に交付する。</p>	<p>【入学願書】様式第1号の1 入学者選抜手数料 全日制課程 2,200円 定時制課程 950円</p> <p>入学者選抜手数料の免除制度があるので、希望する者は志願先高等学校に問い合わせること。</p> <p>なお、出願の段階で免除を希望する者は茨城県収入証紙をはらなくてよい。（願書提出後の還付はできないので注意すること。）</p> <p>【入学志願者書類等送付書】様式第22号</p> <p>【入学願書提出期間】 2月2日(金)、2月5日(月)及び2月6日(火) 午前9時から午後5時まで 郵送出願の場合 2月1日(木)～2月5日(月)の消印有効</p> <p>【学力検査受験票】様式第1号の2</p>
<p>5 志願先の変更</p>	<p>志願変更者及び志望変更者は、志願先変更期間内において、次の手続により、1回に限り志願先（志望先）を変更することができる。</p> <p>【手続】</p> <p>(1) 志願変更者</p> <p>ア 志願変更者は、志願変更届に、すでに交付された学力検査受験票を添えて、中学校長を經由して旧志願先高等学校長に提出する。</p> <p>イ 前記アの書類を受理した旧志願先高等学校長は、志願取消証明書を志願変更者に交付する。</p> <p>ウ 志願変更者は、新たに入学願書を作成し、これに志願取消証明書を添えて、中学校長を經由して新志願先高等学校長に提出する。</p> <p>エ 前記ウの書類を受理した新志願先高等学校長は、学力検査受験票を志願変更者に交付する。</p>	<p>【志願先変更期間】 2月21日(水)及び2月22日(木) 午前9時から午後5時まで</p> <p>【志願変更者】 志願先高等学校の変更を希望する者</p> <p>【志望変更者】 同一校内における課程・学科の変更を希望する者</p> <p>【志願変更届】様式第3号</p> <p>【志願取消証明書】様式第4号</p> <p>全日制課程から全日制課程、全日制課程から定時制課程及び定時制課程から定時制課程への志願変更については、新たに作成する入学願書に入学者選抜手数料分の茨城県収入証紙をはる必要はないが、定時制課程から全日制課程への志願変更に限り、差額分1,250円に相当する茨城県収入証紙を所定の欄にはること。</p>

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
<p>6 調査書の作成及び提出</p>	<p>(2) 志望変更者 ア 志望変更者は、志望変更届に、すでに交付された学力検査受験票を添えて、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。 イ 前記アの書類を受理した志願先高等学校長は、志望変更受理証を交付するとともに、受理した学力検査受験票の課程・学科等を訂正し、その学力検査受験票を志望変更者に交付する。</p> <p>(3) 普通科体育コースへの志望変更 普通科体育コースに志願先を変更しようとする者については、普通科体育コース実技検査受験者一覧・健康状況証明書（様式第2号）を中学校ごとに一括作成し、前記(1)又は(2)の手続きをとる際に、新志願先高等学校長に提出する。</p> <p>(4) 志願取消し 願書提出後、志願取消しをする場合は、志願取消届に学力検査受験票を添えて、志願先高等学校長に提出するものとする。</p> <p>(1) 調査書は、中学校ごとに校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、作成する。</p> <p>(2) 中学校長は、志願先高等学校ごとに入学志願者の調査書を、提出期間内に志願先高等学校長に提出しなければならない。</p> <p>(3) 平成13年3月以前の卒業者（中学校卒業後5年を経過した者）の調査書については、中学校生徒指導要録の「学籍に関する記録」その他必要事項を記入すること。 なお、中学校卒業後20年を経過した者については、卒業証書授与台帳等により、記入すること。</p>	<p>変更期間は志願先変更期間に同じ。</p> <p>【志望変更届】様式第5号 第2志望を変更する場合も、志望変更届を提出するものとする。</p> <p>【志望変更受理証】様式第6号 定時制課程から全日制課程への志望変更者に限り、左記アの書類の他新たに入学願書を提出しなければならない。その際、当該入学願書には、本人の氏名のみを記入し、入学者選抜手数料の差額1,250円に相当する茨城県収入証紙を所定の欄にはること。</p> <p>推薦入学の内定を受けなかった者の手続は、一般の志願先又は志望先変更をする場合に準じて行う。ただし、同一校の同一学科を志望し、かつ、第2志望に変更がない場合は、志望変更届の必要はない。</p> <p>【志願取消届】様式第7号 志願取消届の提出は、願書提出期間後から学力検査前日までの間とする。</p> <p>【調査書】様式第13号 調査書の作成に当たっては、「調査書記入上の注意」(P.52)参照</p> <p>【調査書の提出期間】 ・推薦入学 2月2日(金)、2月5日(月)及び2月6日(火) 郵送出願の場合 2月1日(木)～2月5日(月)の消印有効 ・一般入学 2月26日(月)及び2月27日(火) 郵送の場合 2月23日(金)～2月26日(月)の消印有効 ・第2次募集 3月15日(木)及び3月16日(金) 郵送は不可</p>

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項																					
<p>7 学力検査</p>	<p>(1) 入学志願者は、茨城県立高等学校進学学力検査（以下「学力検査」という。）を受けなければならない。</p> <p>(2) 学力検査の実施</p> <p>ア 学力検査は、国語，社会，数学，理科及び外国語（英語）の5教科とする。ただし、定時制課程においては、学力検査を国語，数学及び外国語（英語）の3教科とすることができる。</p> <p>イ 出題内容は、中学校学習指導要領に基づくものとする。</p> <p>ウ 外国語（英語）の検査に当たっては、校内放送による「聞き取りテスト」を含める。</p> <p>エ 1教科当たりの試験時間は、50分間とする。</p> <p>オ 1教科当たりの配点は、100点満点とする。</p> <p>カ 理数科においては傾斜配点を行い，数学及び理科の配点をそれぞれ2倍とする。</p> <p>(3) 学力検査の期日及び時間割は、次のとおりとする。</p> <p>ア 期日 3月7日（水）</p> <p>イ 時間割</p> <table border="1" data-bbox="437 1628 1422 1912"> <thead> <tr> <th>項目 \ 時限</th> <th>第1時</th> <th>第2時</th> <th>第3時</th> <th>昼 食</th> <th>第4時</th> <th>第5時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査時間</td> <td>9:20 ~ 10:10</td> <td>10:30 ~ 11:20</td> <td>11:40 ~ 12:30</td> <td>12:30 ~ 13:20</td> <td>13:20 ~ 14:10</td> <td>14:30 ~ 15:20</td> </tr> <tr> <td>教科名</td> <td>外国語(英語)</td> <td>国 語</td> <td>数 学</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>社 会</td> <td>理 科</td> </tr> </tbody> </table> <p>入学志願者は、午前8時40分までに実施高等学校（検査場）に集合すること。</p>	項目 \ 時限	第1時	第2時	第3時	昼 食	第4時	第5時	検査時間	9:20 ~ 10:10	10:30 ~ 11:20	11:40 ~ 12:30	12:30 ~ 13:20	13:20 ~ 14:10	14:30 ~ 15:20	教科名	外国語(英語)	国 語	数 学	/	社 会	理 科	<p>定時制課程における学力検査等については、「定時制課程の学力検査等の実施方法」（別表2）（P.33）のとおりとする。</p> <p>【学力検査の一部教科受験者の取扱い】 検査教科のうち、1教科でも受験しなかった者は、学力検査を放棄したものと見なす。ただし、病気等正当な事由により、一部受験できなかった者は、学力検査を受験したものと見なす。</p> <p>受験票，鉛筆・消しゴム・コンパス・三角定規（以上は必ず持参すること。）・下敷き・鉛筆削り等の筆記用具，昼食及び上履きのほかは教室に持ち込まないこと。 携帯電話等は，教室に持ち込まないこと。</p>
項目 \ 時限	第1時	第2時	第3時	昼 食	第4時	第5時																	
検査時間	9:20 ~ 10:10	10:30 ~ 11:20	11:40 ~ 12:30	12:30 ~ 13:20	13:20 ~ 14:10	14:30 ~ 15:20																	
教科名	外国語(英語)	国 語	数 学	/	社 会	理 科																	

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
<p>8 入学者の選抜</p>	<p>(1) 入学者の選抜は、中学校長から提出された調査書、学力検査の成績その他選抜に関する資料を参考とし、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して行うものとする。</p> <p>(2) 入学者の選抜は、次のとおり行う。</p> <p>ア 受験者全員について、学力検査の得点合計の高い順に並べる。ただし、普通科体育コース、音楽科及び美術科においては、実技検査の得点（100点満点）を学力検査の得点に加える。</p> <p>イ 受験者全員について、調査書の評定合計（3年間）の高い順に並べる。</p> <p>ウ 同一人について、アの順位が募集人員の80パーセントの人数以内、かつ、イの順位が募集人員の人数以内にある者をA群とし、残りをB群とする。</p> <p>エ A群に属する者は、原則として合格とする。ただし、調査書の記載事項又は学力検査の結果に特に問題のある者は保留とし、B群に加える。</p>	<p>推薦入学志願者に対する選抜については、後記「11 推薦入学」(P.10)に定めるところにより行う。</p> <p>自己申告書(様式第21号)が提出された場合は、選抜資料に加える。 不登校等及び障害があることにより不利益な取扱いをすることがないようにする。</p> <p>定時制課程の成人特列入学者選抜については、後記「14 定時制課程の成人特列入学者選抜」(4)(P.15)及び「15 第2次募集における定時制課程の成人特列入学者選抜」(4)(P.16)に定めるところにより行う。</p> <p>帰国子女の特列入学者選抜については、後記「18 帰国子女の特列入学者選抜」(8)(P.22)に定めるところにより行う。</p> <p>外国人生徒の特列入学者選抜については、後記「19 外国人生徒の特列入学者選抜」(7)(P.24)に定めるところにより行う。</p> <p>連携型中高一貫教育校の入学者選抜については、後記「20 連携型中高一貫教育校の入学者選抜」(5)(P.25)に定めるところにより行う。</p> <p>普通科体育コース、音楽科及び美術科の実技検査の実施については、後記「8 入学者の選抜」(4)(P.7)に定めるところにより行う。 募集人員は、募集定員から推薦入学合格内定者数を減じた人数である。</p>

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
	<p>オ B群に属する者のうちから合格者を選抜する方法は、次のとおりとし、その人数は募集人員からエによる合格者数を差し引いた人数（これをとする。）とする。</p> <p>(ア) のおよそxパーセントに当たる人数は、学力検査の結果を重視した選抜により、合格者を決定する。</p> <p>(イ) のおよそ$(100 - x)$パーセントに当たる人数は、調査書の記録を重視した選抜により、合格者を決定する。</p> <p>(ウ) xは30から70の範囲内で各高等学校が決定し、その刻み幅は10とする。</p> <p>カ 上記エ及びオにより選抜した者を合格とする。</p> <p>キ 上記アからカまでにおいて、受験者数が募集人員内にあるときは、「募集人員」を「受験者数」と読み替えて選抜する。</p>	<p>【学校内規】 左記のオにおいて、B群に属する者のうちから合格者を選抜する方法については、各高等学校で内規を作成する。</p> <p>各高等学校は、調査書重視の選抜で利用する評定以外の記載項目を、1項目以上利用することとする。</p> <p>学力検査重視の選抜と調査書重視の選抜で合格する人数の比率は、30:70、40:60、50:50、60:40、70:30の中から各高等学校が決める。</p> <p>各高等学校の比率等については、「高等学校別入学者選抜実施方法」（別表1）（P.27）のとおりとする。</p> <p>調査書に記載された内容で「高等学校別入学者選抜実施方法」に記入されていない項目についても、各高等学校において選抜の資料として参考にする。</p>

【例】 募集人員が100人の場合の合格者の決め方

はじめに、A群を決める。

学力検査		調査書	
順位	受験番号	順位	受験番号
1		1	
2		2	
3	x x x	3	
⋮	⋮	⋮	⋮
80	↑	80	⋮
81	⋮	81	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮
		100	↑
		101	⋮
		⋮	⋮
			x x x
			⋮

学力検査順位が80位以内で、かつ、調査書順位が100位以内の者

70人

これは原則合格とする。

次に、B群の中から、募集人員の残りの人員 $(100 - 70) = 30$ 人について、学力検査重視、調査書重視の2つの方法を使って合格者を決定する。その際、学力検査重視の選抜と調査書重視の選抜で合格する人数の比率は、各高等学校が決めるが、例えば、60:40とした高等学校の場合では、学力検査重視で18人、調査書重視で12人を合格とする。

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
	<p>(3) 入学者の選抜に関して、特例的な処理を行うのは次のとおりとする。</p> <p>ア 帰国子女等で調査書の記載に不足がある場合 高等学校で利用する項目のうち不足している項目を除いて、受験者全体の処理を行う。</p> <p>イ 定時制課程の成人特例入学者選抜</p> <p>ウ 帰国子女の特例入学者選抜</p> <p>エ 外国人生徒の特例入学者選抜</p> <p>(4) 次の各校の学科，コースの志願者は，2月27日（火）午前9時30分から実施する実技検査を受けなければならない。</p> <p>ア 水戸第三高等学校音楽科 イ 笠間高等学校美術科 ウ 波崎柳川高等学校普通科体育コース エ 中央高等学校普通科体育コース オ 取手松陽高等学校音楽科及び美術科</p> <p>(5) 身体検査は行わない。</p>	<p>平成16年3月以前の卒業者の評定については，平成19年3月卒業者の評定と評価法が異なるため，左記アと同様の処理を行う。</p> <p>【14 定時制課程の成人特例入学者選抜】（P.15）及び【15 第2次募集における定時制課程の成人特例入学者選抜】（P.16）参照</p> <p>【18 帰国子女の特例入学者選抜】（P.19）参照</p> <p>【19 外国人生徒の特例入学者選抜】（P.22）参照</p> <p>受験者は午前9時までに実施高等学校（検査場）に集合するものとする。</p> <p>左記の各高等学校の実技検査課題及び携行品等については，「実技検査課題等」（別表4）（P.34）のとおりとする。</p> <p>中央高等学校普通科体育コースを第2志望とする者も実技検査を受けなければならない。</p>

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
<p>9 合格者の発表</p>	<p>(6) 面接については次のとおりとする。</p> <p>ア 全日制課程においては，実施しない。</p> <p>イ 定時制課程においては，実施することができる。ただし，学力検査を国語，数学及び外国語（英語）の3教科とする定時制課程においては，実施するものとする。</p> <p>ウ 定時制課程の成人特例入学者選抜，帰国子女の特例入学者選抜及び外国人生徒の特例入学者選抜においては，実施する。</p> <p>(7) その他選抜に当たり必要な事項は，茨城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が高等学校長に指示する。</p> <p>3月14日（水）午前9時，実施高等学校（検査場）において合格者の受験番号を発表する。</p> <p>なお，合格者には，中学校長を経由して，合格通知書を交付する。</p>	<p>面接を実施する定時制課程においては，3月7日（水）の学力検査終了後，実施高等学校（検査場）で行う。</p> <p>学力検査を3教科とし，面接を実施する定時制課程の高等学校については，さらに作文を実施することができる。面接等については，午後1時20分から行う。</p> <p>定時制課程の面接，作文の結果については選抜の資料とするものとし，実施については，「定時制課程の学力検査等の実施方法」（別表2）（P.33）のとおりとする。</p> <p>【合格通知書】様式第14号</p> <p>合格通知書の受領に当たっては，「合格通知書受領証」（様式第24号）を高等学校長に提出する。</p>

10 募集及び選抜に関する日程

一 般 入 学		推 薦 入 学	
期 日	事 項	期 日	事 項
2月2日(金) 2月5日(月) 2月6日(火)	入学願書提出期間 郵送出願の場合 2月1日(木)～2月5日(月) の消印有効	2月2日(金) 2月5日(月) 2月6日(火)	推薦入学願書・調査書等提出期間 郵送出願の場合 2月1日(木)～2月5日(月) の消印有効
2月21日(水) 2月22日(木)	志願先変更期間	2月9日(金)	面接等
		2月16日(金)	合格内定通知(午前9時)
2月26日(月) 2月27日(火)	調査書提出期間 郵送の場合 2月23日(金)～2月26日(月) の消印有効	3月14日(水)	合格者の発表(午前9時)
		連携型入学者選抜	
		2月2日(金) 2月5日(月) 2月6日(火)	連携型入学願書等提出期間
	転勤保護者の子女のための入学願書等特例提出期間	2月9日(金)	面接等
		2月16日(金)	合格内定通知(午前9時)
2月27日(火)	普通科体育コース、音楽科及び美術科の実技検査	3月14日(水)	合格者の発表(午前9時)
		第2次募集	
3月7日(水)	学力検査	3月15日(木) 3月16日(金)	第2次募集願書等提出期間
3月14日(水)	合格者の発表(午前9時)	3月20日(火)	第2次学力検査
		3月23日(金)	第2次合格者の発表(午前9時)
願書等の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。			

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
<p>1 1 推薦入学</p>	<p>全日制課程全校・全学科において推薦入学を実施する。 定時制課程においては，推薦入学を実施することができる。</p> <p>(1) 応募資格</p> <p>推薦入学に志願することのできる者は，平成19年3月に中学校を卒業見込みの者のうち，次の条件を満たし，かつ，中学校長の推薦するものとする。</p> <p>ア 当該学校・学科を志望する動機及び理由が明白かつ適切であること。</p> <p>イ 当該学校・学科に対する適性，興味・関心及び学習意欲を有すること。</p> <p>ウ 人物が優れていること。</p> <p>エ 学習の記録や特別活動の記録など，調査書に記載された内容が良好であること。</p> <p>オ 次の(ア)，(イ)及び(ウ)のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) リーダーとして優れた資質・実践力を有すること。</p> <p>(イ) 文化，芸術，体育及び奉仕活動等のうち，いずれかの分野において優れた資質・実績を有すること。</p> <p>(ウ) 調査書の学習の記録（「各教科の学習の記録」又は「選択教科の学習の記録」）に記載された内容に，秀でた特色があること。</p> <p>(2) 推薦入学者数</p> <p>ア 普通科（コースを除く。）においては，募集定員の30パーセントを上限とする。</p> <p>イ 普通科のコース，専門学科及び総合学科においては，募集定員の50パーセントを上限とする。ただし，衛生看護科，福祉科，音楽科及び美術科においては，募集定員の70パーセントを上限とする。</p>	<p>定時制課程においては，「高等学校別入学者選抜実施方法」（別表1）（P.33）のとおりとする。</p> <p>本県内に保護者とともに居住する者及び入学日までに本県内に保護者とともに転入見込みの者の志願を認める。</p> <p>隣接県で本県に隣接する通学区域等に居住する者で，当該地域内の中学校卒業見込みの者の志願を認める。ただし，普通科（コースを除く。）においては，福島県及び栃木県は除く。</p>

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
	<p>(3) 志願の方法及び手続</p> <p>ア 推薦に当たっては，中学校ごとに中学校長を委員長とする推薦委員会を設置して，厳正，公平に選考し，適切な推薦を行うものとする。</p> <p>イ 該当中学校長は，定められた期間内に，次の書類を，入学志願者書類等送付書を添えて，志願先高等学校長に提出する。</p> <p>(ア) 推薦入学願書（様式第8号）</p> <p>(イ) 推薦書（様式第9号）</p> <p>(ウ) 調査書（様式第13号）</p> <p>ウ 波崎柳川高等学校及び中央高等学校の普通科体育コースへの入学志願者については，普通科体育コース実技検査受験者一覧・健康状況証明書（様式第2号）を中学校ごとに一括作成し，当該高等学校長に提出する。</p> <p>(4) 提出書類の作成</p> <p>ア 推薦入学願書は，前記「4 志願の手続」（P.2）に準じて作成する。</p> <p>イ 推薦書の推薦理由は，できるだけ具体的に記入する。</p> <p>ウ 調査書は，後記「調査書記入上の注意」（P.52）によって作成する。</p> <p>(5) 募集及び選抜に関する日程</p> <p>前記「10 募集及び選抜に関する日程」（P.9）による。</p> <p>(6) 入学者の選抜及び合格内定者の発表</p> <p>ア 推薦入学者の選抜においては，学力検査は行わず，推薦書，調査書，面接の結果及びその他選抜に必要とする資料を総合して合格内定者を決定する。</p>	<p>【入学志願者書類等送付書】様式第22号</p> <p>【推薦入学願書・推薦書・調査書提出期間】</p> <p>2月2日(金)，2月5日(月)及び2月6日(火)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>郵送出願の場合</p> <p>2月1日(木)～2月5日(月)の消印有効</p> <p>【推薦書】様式第9号</p> <p>自己申告書(様式第21号)が提出された場合は，選抜資料に加える。</p> <p>不登校等及び障害があることにより不利益な取扱いをすることがないようにする。</p> <p>その他選抜に必要とする資料を得るため，小論文（又は作文）を課すことや，口頭試問，実技検査等を実施することは，当該高等学校長の判断によるものとし，その取扱いは，推薦書，調査書及び面接を補完するものとする。</p> <p>なお，高等学校別の小論文等の実施については，「高等学校別入学者選抜実施方法」（別表1）(P.27)のとおりとする。</p> <p>また，水戸第三高等学校音楽科，笠間高等学校美術科，波崎柳川高等学校普通科体育コース，中央高等学校普通科体育コース並びに取手松陽高等学校音楽科及び美術科の実技検査課題及び携行品等については，別表4 (P.34)のとおりとする。</p>

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
	<p>イ 推薦入学受験者は面接等のため、2月9日(金)午前8時40分までに実施高等学校(検査場)に集合するものとする。</p> <p>ウ 選抜の結果については、2月16日(金)午前9時に、当該高等学校長から、中学校ごとの推薦入学の選抜結果について及び合格内定通知書を、当該中学校長に交付することにより通知する。</p> <p>エ 合格内定の通知を受けた者については、合格者として3月14日(水)午前9時、実施高等学校(検査場)において受験番号を発表する。 なお、合格者には、中学校長を経由して合格通知書を交付する。</p> <p>オ その他選抜に当たり必要な事項は、教育長が高等学校長に指示する。</p> <p>(7) その他</p> <p>ア 推薦入学の内定を受けなかった者は、平成19年度入学者選抜の一般入学に志願できる。</p> <p>イ 推薦入学の内定を受けなかった者が、志願先又は志望先変更をする場合は、前記「5 志願先の変更」(P.2)に準じて所定の手続をしなければならない。</p>	<p>その他推薦入学者の選抜方法の細部については、当該高等学校において定めるものとする。</p> <p>【推薦入学の選抜結果について】様式第10号</p> <p>【合格内定通知書】様式第11号</p> <p>合格内定通知書の受領にあたっては、「合格内定通知書等受領証」(様式第23号)を高等学校長に提出する。</p> <p>合格内定の通知を受けた者は、当該高等学校に入学を確約したものである。</p> <p>左記アの場合には、前記「4 志願の手続」(P.2)に準じて、入学願書を志願先変更期間内に提出するものとする。ただし、入学者選抜手数料は再度納入する必要はない。</p> <p>同一校の同一学科を志望し、かつ、第2志望に変更がない場合は、志望変更届を提出する必要はない。</p> <p>調査書については、新たに作成し新志願先高等学校長に提出するものとする。ただし、同一校を志願する場合は、調査書を再度提出する必要はない。</p>

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
<p>1 2 第2次募集</p>	<p>(1) 合格者が募集定員に満たない学科(コースを含む。)について、第2次募集を行うものとする。</p> <p>(2) 応募資格は、前記「1 応募資格」(P.1)に定めるところによるものとする。</p> <p>(3) 志願校及び学科の選択は、前記「3 志願校及び学科の選択」(P.1)に定めるところによるものとする。</p> <p>(4) 志願の手続並びに調査書の作成及び提出については、前記「4 志願の手続」(P.2)「6 調査書の作成及び提出」(P.3)に準じて行うものとする。 その際必要書類を一括して提出するものとする。</p> <p>(5) 第2次募集の学力検査は、国語、数学及び外国語(英語)の3教科とし、1教科当たりの試験時間は50分で行うものとする。 その出題内容は、中学校学習指導要領に基づくものとする。</p> <p>(6) 入学者の選抜は、前記「8 入学者の選抜」(P.5)に定めるところによる。</p> <p>(7) 第2次募集を行う学校、課程及び学科については、3月14日(水)に発表する。</p> <p>(8) 募集及び選抜に関する日程は次のとおりとする。 ア 入学願書等提出期間 3月15日(木)及び3月16日(金) イ 学力検査 3月20日(火)</p>	<p>前記「7 学力検査」(P.4)に定める学力検査受験の有無にかかわらず出願できる。 公立高等学校に合格した者は、出願できない。</p> <p>入学者選抜手数料は、新たに納入しなければならない。</p> <p>【第2次募集入学願書】様式第20号 第2次募集においては、志願先変更はできない。</p> <p>調査書をすでに提出済の高等学校に出願する場合は、調査書を再度提出する必要はない。</p> <p>学力検査は、受験者全員に同一問題を課すものとする。 なお、外国語(英語)の「聞き取りテスト」は行わない。</p> <p>理数科の傾斜配点は、行わない。</p> <p>第2次募集を行う学校等については、県教育委員会のインターネットホームページに掲載する。 (http://www.edu.pref.ibaraki.jp/)</p> <p>郵送出願は認めない。</p>

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項												
<p>13 定時制課程の追加入学</p>	<p>ウ 時間割</p> <table border="1" data-bbox="582 293 1129 528"> <thead> <tr> <th>項目 \ 時限</th> <th>第1時</th> <th>第2時</th> <th>第3時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査時間</td> <td>9:20～ 10:10</td> <td>10:30～ 11:20</td> <td>11:40～ 12:30</td> </tr> <tr> <td>教科名</td> <td>外国語(英語)</td> <td>国 語</td> <td>数 学</td> </tr> </tbody> </table> <p>入学志願者は、午前8時40分までに実施 高等学校(検査場)に集合するものとする。</p> <p>エ 合格者の発表 3月23日(金)午前9時、 実施高等学校(検査場)において合格者の受験番号を発表する。 なお、合格者には、中学校長を経由して、合格通知書を交付する。</p> <p>やむを得ない事由により第2次募集時に志願又は受験をできなかった者が定時制課程に入学を希望した場合は、当該高等学校長は、合格者数が募集定員に達していないときに限り、次により入学を許可することができる(以下「追加入学」という。)</p> <p>(1) 応募資格、志願校及び学科の選択、志願の手續並びに調査書の提出は、前記「6 調査書の作成及び提出」(P.3)並びに「12 第2次募集」(P.13)の(2)、(3)及び(4)に準ずる。 (2) 選抜の方法は、教育長の指示するところによる。 (3) 選抜結果の通知は、本人あてに行う。 (4) 追加入学の許可期限は、4月10日(火)とする。</p>	項目 \ 時限	第1時	第2時	第3時	検査時間	9:20～ 10:10	10:30～ 11:20	11:40～ 12:30	教科名	外国語(英語)	国 語	数 学	<p>普通科体育コース、音楽科及び美術科の志願者については、3月20日(火)学力検査終了後、実施高等学校(検査場)において、実技検査を行う。実技検査の課題及び携行品等については、「実技検査課題等」(別表4)(P.34)のとおりとする。</p> <p>面接を実施する定時制課程においては、3月20日(火)学力検査終了後、実施高等学校(検査場)で行う。ただし、作文は行わない。実施については、「定時制課程の学力検査等の実施方法」(別表2)(P.33)のとおりとする。</p> <p>【合格通知書】様式第14号 合格通知書の受領に当たっては、「合格通知書受領証」(様式第24号)を高等学校長に提出する。</p>
	項目 \ 時限	第1時	第2時	第3時										
検査時間	9:20～ 10:10	10:30～ 11:20	11:40～ 12:30											
教科名	外国語(英語)	国 語	数 学											

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項									
<p>1 4 定時制課程 の成人特例入 学者選抜</p>	<p>(1) 応募資格 前記「1 応募資格」(P.1) に定める資格を有する者で、か つ、次のア及びイに該当するも のとする。 ア 平成19年4月1日現在、 満20歳以上の者 イ 成人特例入学者選抜を希望 する者</p> <p>(2) 志願の手続 志願の手続は、前記「4 志 願の手続」(P.2)に定める志願 の手続に準じて行うものとする。 その際、成人特例入学者選抜措 置申請書を提出するものとする。</p> <p>(3) 志願先の変更 志願先変更の手続は、前記 「5 志願先の変更」(P.2)に 準じて行うものとする。その際、 他の高等学校の成人特例入学者 選抜への変更も認めるものとする。</p> <p>(4) 入学者の選抜 ア 入学者の選抜は、学力検査 は行わず、調査書、面接の結果、 作文及びその他選抜に関 する資料を参考とし、各高等 学校、学科等の特色に配慮し つつ、その教育を受けるに足 る能力・適性等を総合的に判 定して行うものとする。 イ 面接等の実施期日及び日程 (ア) 実施期日 3月7日(水) (イ) 時間割</p> <table border="1" data-bbox="611 1473 1045 1720"> <thead> <tr> <th>項目 \ 時限</th> <th>第1時</th> <th>第2時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検 査 時 間</td> <td>9:20~ 10:10</td> <td>10:30~</td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td>作 文</td> <td>面 接</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 合格者の発表 3月14日(水)午前9時、 実施高等学校(検査場)におい て合格者の受験番号を発表する。 なお、合格者には、中学校長 を經由して合格通知書を交付す る。</p>	項目 \ 時限	第1時	第2時	検 査 時 間	9:20~ 10:10	10:30~	内 容	作 文	面 接	<p>出願に要する書類は、志願先高等 学校において、12月1日(金)か ら交付する。</p> <p>【成人特例入学者選抜措置申請書】 様式第17号</p> <p>面接等の実施期日は一般の学力検 査と同じ日である。</p> <p>入学志願者は、午前 8時40分までに、実 施高等学校(検査場) に集合すること。</p>
項目 \ 時限	第1時	第2時									
検 査 時 間	9:20~ 10:10	10:30~									
内 容	作 文	面 接									

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
<p>1 5 第2次募集における定時制課程の成人特例入学者選抜</p>	<p>(1) 第2次募集を行う定時制課程で行う。</p> <p>(2) 応募資格は、前記「14 定時制課程の成人特例入学者選抜」の(1)(P.15)に定めるところによる。</p> <p>(3) 志願の手続については、前記「14 定時制課程の成人特例入学者選抜」の(2)(P.15)に準じて行う。 なお、入学願書等の提出期間は、3月15日(木)及び3月16日(金)とする。</p> <p>(4) 入学者の選抜 ア 入学者の選抜は、前記「14 定時制課程の成人特例入学者選抜」の(4)(P.15)に準じて行う。 イ 面接等の実施期日及び日程 (ア) 実施期日 3月20日(火) (イ) 時間割 前記「14 定時制課程の成人特例入学者選抜」の(4)(P.15)に準じて行う。</p> <p>(5) 合格者の発表 前記「12 第2次募集」の(8)エ(P.14)に準じて行う。</p>	<p>前記「7 学力検査」(P.4)に定める学力検査受験の有無にかかわらず出願できる。 公立高等学校に合格した者は、出願できない。</p> <p>入学者選抜手数料は新たに納入しなければならない。 【第2次募集入学願書】様式第20号</p> <p>調査書をすでに提出済の高等学校に出願する場合は、調査書を再度提出する必要はない。</p> <p>第2次募集においては、志願先変更はできない。</p> <p>面接等の実施期日は第2次募集の学力検査と同じ日である。</p>
<p>1 6 県外及び外国からの本県県立高等学校への入学を志願する者の取扱い</p>	<p>(1) 隣接県で本県に隣接する通学区域等に居住する者が志願する場合 ア 出願の条件 隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び同協定に基づく平成19年度細部協定の定めによる。 イ 出願に必要な書類 卒業し、修了し、若しくは在籍する中学校、これに準ずる学校又は中等教育学校(以下「中学校」という。)の校長(以下「中学校長」という。)による「他の公立高等学校を併願しない旨の証明書」(様式自由)</p>	<p>【隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定】(P.87)参照</p>

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
	<p>ウ 出願の手続 前記(1)アに該当する者は、前記「4 志願の手続き」(P.2)に従い、前記(1)イの証明書を添え、必要書類を志願する高等学校長に提出しなければならない。</p> <p>(2) 県外((1)の場合を除く) 及び外国から志願する場合 ア 出願の条件 保護者がすでに県内に居住している場合又は保護者が子女等の志願先高等学校の入学日までに、県内に転入することが証明される場合は、出願することができる。ただし、定時制課程については、志願者がすでに県内に勤務している場合又は勤務することになる場合も出願できる。</p> <p>イ 出願に必要な書類 (ア) 転入先の住居を証明する書類 (1) 中学校長による県外等からの入学志願理由証明書(様式第18号)</p> <p>ウ 出願の手続 (ア) 保護者 a 志願先高等学校から入学願書・学力検査受験票、調査書の用紙の交付を受ける(推薦入学については、他に必要な用紙も含む。) b 入学願書・学力検査受験票に必要事項を記入して押印し、茨城県収入証紙をはり、転入先の住居を証明する書類を添え、中学校長に提出する。 (1) 中学校長 a 入学願書・学力検査受験票の記載事項及び証明書類の確認を行う。 b 写しによる証明書類については、原本と照合する。 c 上記事項確認・照合のうえ、県外等からの入学志願理由証明書(様式第18号)を作成する。</p>	<p>【転入先の住居を証明する書類】</p> <p>(1) すでに持家がある場合 家屋の「登記簿謄本」の写し、「登記簿抄本」の写し又は「登記事項証明書」の写し</p> <p>(2) 新築完成予定の場合 「建築確認済証」の写し又は「工事請負契約書」の写し</p> <p>(3) 新築完了の場合 「検査済証」(市町村役場)の写し</p> <p>(4) 買取りの場合 「売買契約書」の写し</p> <p>(5) 賃借の場合 「不動産賃貸借契約書」等の写し</p> <p>(6) 社宅等の場合 会社(管理責任者等)が証明したものの写し</p> <p>写しによる証明書の提出に当たっては、照合のために原本を中学校長に提示する。 住民票を転入先の住居を証明する書類とすることはできない。</p> <p>茨城県収入証紙の販売所については、志願先高等学校に問い合わせること。 調査書は、調査書提出期間内に提出すること。 調査書等は、本県所定の様式により作成すること。</p>

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
<p>17 転勤保護者の子女のための入学願書等の提出期間の特例</p>	<p>d 作成した証明書類を，入学願書等とともに一括封のうえ，前記「10 募集及び選抜に関する日程」(P.9)に定められている提出期間内に志願先高等学校長に提出する。</p> <p>転勤保護者の子女のための，入学願書等の提出について，次により特例の扱いを行う。</p> <p>(1) 対象</p> <p>ア 入学願書の提出期間（2月2日（金），2月5日（月）及び2月6日（火））を過ぎてからの保護者の転勤に伴う一家転住により，高等学校入学後の通学に支障が生じるため，本県県立高等学校を新たに志願する者</p> <p>イ 本県県立高等学校へ出願している者で，保護者の転勤に伴う一家転住により，高等学校入学後の通学に支障が生じるため，やむを得ず志願先の変更を必要とする者</p> <p>(2) 入学願書等の提出期間 2月26日（月）及び2月27日（火）</p> <p>(3) 提出書類及び提出先</p> <p>ア 前記(1)アに該当する者は，次の(ア)から(オ)までの書類を一括し，中学校長を経由して，志願先高等学校長に提出しなければならない。</p> <p>(ア) 入学願書及び調査書</p> <p>(イ) 保護者の勤務先の所属長の発行する転勤（転勤予定）証明書（様式自由）</p> <p>(ウ) 転入先の住居を証明する書類</p> <p>(エ) 県外等からの入学志願理由証明書（様式第18号）</p> <p>(オ) 公立高等学校にすでに希望している者又は合格等している者は，当該高等学校長の発行する志願取消証明書（様式自由）又は合格等取消証明書（様式自由）</p>	<p>入学願書及び調査書は，必ず本県所定の様式によること。 （志願先高等学校で交付する。）</p> <p>(ウ)及び(エ)については，前記「16 県外及び外国からの本県県立高等学校への入学を志願する者の取扱い」の(2)イ(P.17)に定められているものによる。</p>

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項																																				
<p>18 帰国子女の特例入学者選抜</p>	<p>イ 前記(1)イに該当する者は、前記「5 志願先の変更」(P.2)の手續に従い、前記ア(イ)の証明書類を添え、必要書類を新たに志願する高等学校長に提出しなければならない。</p> <p>帰国子女のために、次により特例の入学者選抜を行う。</p> <p>(1) 応募資格 前記「1 応募資格」(P.1)に定める応募資格を有する者で、かつ、次のア、イ及びウに該当するものとする。</p> <p>ア 平成17年3月1日から入学時まで帰国した者又は帰国見込みの者で、その帰国時からさかのぼり、外国における在学期間が継続して2年以上のもの</p> <p>イ 原則として保護者とともに県内に居住している者又は入学時まで居住見込みの者</p> <p>ウ 平成19年度の入学者選抜において、他の公立高等学校に出願しない者</p> <p>(2) 帰国子女の特例入学者選抜(以下「帰国子女特例選抜」という。)を実施する学校、課程、学科及び募集人員 高等学校及び学科は、次のとおりとする。 <課程は全日制></p> <table border="1" data-bbox="464 1541 1390 1966"> <thead> <tr> <th>学 校</th> <th>学 科</th> <th>学 校</th> <th>学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日立第二高等学校</td> <td>英語科</td> <td>中央高等学校</td> <td>普通科(国際コース)</td> </tr> <tr> <td>多賀高等学校</td> <td>普通科</td> <td>取手松陽高等学校</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td>太田第一高等学校</td> <td>普通科(単位制)</td> <td>藤代高等学校</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td>水戸桜ノ牧高等学校</td> <td>普通科</td> <td>牛久高等学校</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td>勝田高等学校</td> <td>普通科</td> <td>竹園高等学校</td> <td>普通科, 国際科</td> </tr> <tr> <td>鹿島高等学校</td> <td>普通科</td> <td>下館第一高等学校</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td>神栖高等学校</td> <td>普通科</td> <td>下妻第一高等学校</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td>土浦湖北高等学校</td> <td>普通科</td> <td>水海道第一高等学校</td> <td>普通科(単位制)</td> </tr> </tbody> </table>	学 校	学 科	学 校	学 科	日立第二高等学校	英語科	中央高等学校	普通科(国際コース)	多賀高等学校	普通科	取手松陽高等学校	普通科	太田第一高等学校	普通科(単位制)	藤代高等学校	普通科	水戸桜ノ牧高等学校	普通科	牛久高等学校	普通科	勝田高等学校	普通科	竹園高等学校	普通科, 国際科	鹿島高等学校	普通科	下館第一高等学校	普通科	神栖高等学校	普通科	下妻第一高等学校	普通科	土浦湖北高等学校	普通科	水海道第一高等学校	普通科(単位制)	<p>普通科体育コース、音楽科及び美術科に志願する者は、実技検査を受けなければならない。(「8 入学者の選抜」(4)(P.7)参照)</p> <p>推薦入学に出願した者は、帰国子女特例選抜に出願することはできない。</p>
学 校	学 科	学 校	学 科																																			
日立第二高等学校	英語科	中央高等学校	普通科(国際コース)																																			
多賀高等学校	普通科	取手松陽高等学校	普通科																																			
太田第一高等学校	普通科(単位制)	藤代高等学校	普通科																																			
水戸桜ノ牧高等学校	普通科	牛久高等学校	普通科																																			
勝田高等学校	普通科	竹園高等学校	普通科, 国際科																																			
鹿島高等学校	普通科	下館第一高等学校	普通科																																			
神栖高等学校	普通科	下妻第一高等学校	普通科																																			
土浦湖北高等学校	普通科	水海道第一高等学校	普通科(単位制)																																			
<p>【募集人員については、別に定める。】</p>																																						

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
	<p>(3) 志願の手続 入学願書等は，中学校長を経由して，志願先高等学校長に提出しなければならない。その手続は次のとおりとする。</p> <p>ア 入学志願者は，入学願書及び帰国子女特例入学者選抜海外在住状況説明書（以下「帰国子女海外在住説明書」という。）を中学校長に提出する。</p> <p>イ 中学校長は，提出された入学願書及び帰国子女海外在住説明書について，その記載事項に誤りのないことを確認し，志願先高等学校長あて，前記「10 募集及び選抜に関する日程」（P.9）に定める入学願書提出期間内に，入学願書に帰国子女海外在住説明書を添えて提出する。</p> <p>ウ 前記イの書類を受理した高等学校長は，学力検査受験票を入学志願者に交付する。</p> <p>(4) 志願先の変更</p> <p>ア 帰国子女特例選抜に出願した者で志願先の変更を希望する者は，一般の入学者選抜又は他の高等学校の帰国子女特例選抜へ，1回に限り志願先を変更することができる。</p> <p>イ 志願先（志望先）変更の手続は，前記「5 志願先の変更」（P.2）に定めるところに準ずる。</p> <p>ウ 旧志願先高等学校長は，入学願書に添えて提出してあった帰国子女海外在住説明書を志願先変更者に返却する。</p> <p>エ 他の高等学校の帰国子女特例選抜へ志願先を変更する者は，新たに作成した入学願書に帰国子女海外在住説明書を添えて，中学校長を経由し新志願先高等学校長に提出する。</p>	<p>出願に要する書類は，志願先高等学校において，12月1日（金）から交付する。</p> <p>外国から本県立立高等学校への入学を志願し，帰国子女特例選抜を志願する者の取扱いは，前記「16 県外及び外国からの本県立立高等学校への入学を志願する者の取扱い」の(2)(P.17)と同じとする。</p> <p>【帰国子女特例入学者選抜海外在住状況説明書】様式第15号</p> <p>入学願書には，入学者選抜手数料（2,200円）に相当する茨城県収入証紙を茨城県収入証紙欄にはるものとする。</p> <p>一般の入学者選抜に出願している者の帰国子女特例選抜への変更は認めない。</p> <p>一般の入学者選抜へ志願先を変更する場合は，帰国子女海外在住説明書を提出する必要はない。</p>

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
	<p>オ 志願先変更の手続期間は、前記「10 募集及び選抜に関する日程」(P.9)に定める志願先変更期間とする。</p> <p>(5) 転勤保護者の子女のための入学願書等の提出期間の特例</p> <p>ア 前記「17 転勤保護者の子女のための入学願書等の提出期間の特例」の(1)のア(P.18)に該当し、帰国子女特例選抜に志願する者については、前記17の定めるところに準じ、入学願書等の提出について特例の扱いを行う。</p> <p>イ 前記「17 転勤保護者の子女のための入学願書等の提出期間の特例」の(1)のイ(P.18)に該当し、帰国子女特例選抜に出願している者については、前記17の定めるところに準じ、志願先の変更について特例の扱いを行う。</p> <p>(6) 調査書の作成等 調査書の作成及び提出については、前記「6 調査書の作成及び提出」(P.3)及び「10 募集及び選抜に関する日程」(P.9)に定めるところによる。この場合、帰国子女特例選抜に出願する者と一般の入学者選抜に出願する者とは区別して取り扱わないものとする。</p> <p>(7) 学力検査及び面接</p> <p>ア 帰国子女特例選抜に志願する者は、志願先高等学校において学力検査及び面接を受けなければならない。</p> <p>イ 学力検査は、国語、数学及び外国語(英語)について、一般の入学者選抜において行うものと同ーの問題で同ーの時間に行う。</p> <p>ウ 面接は学力検査終了後に行う。</p>	<p>本県所定の調査書が提出できない場合は、外国における最終学校の成績証明書等で代えることができる。</p>

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項																		
<p>19 外国人生徒の特例入学者選抜</p>	<p>エ 学力検査・面接の実施期日及び時間割は、次のとおりとする。</p> <p>(7) 実施期日 3月7日(水)</p> <p>(1) 時間割</p> <table border="1" data-bbox="464 461 1303 745"> <thead> <tr> <th>項目\時限</th> <th>第1時</th> <th>第2時</th> <th>第3時</th> <th>昼食</th> <th>第4時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査時間</td> <td>9:20～ 10:10</td> <td>10:30～ 11:20</td> <td>11:40～ 12:30</td> <td>12:30～ 13:20</td> <td>13:20～</td> </tr> <tr> <td>教科名</td> <td>外国語(英語)</td> <td>国語</td> <td>数学</td> <td></td> <td>面接</td> </tr> </tbody> </table>	項目\時限	第1時	第2時	第3時	昼食	第4時	検査時間	9:20～ 10:10	10:30～ 11:20	11:40～ 12:30	12:30～ 13:20	13:20～	教科名	外国語(英語)	国語	数学		面接	
	項目\時限	第1時	第2時	第3時	昼食	第4時														
検査時間	9:20～ 10:10	10:30～ 11:20	11:40～ 12:30	12:30～ 13:20	13:20～															
教科名	外国語(英語)	国語	数学		面接															
<p>入学志願者は、午前8時40分までに実施高等学校(検査場)に集合するものとする。</p> <p>(8) 入学者の選抜 入学者の選抜は、中学校長から提出された調査書、学力検査の成績、面接の結果その他選抜に関する資料を参考とし、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して行うものとする。</p> <p>(9) 合格者の発表 3月14日(水)午前9時、実施高等学校(検査場)において合格者の受験番号を発表する。 なお、合格者には、中学校長を經由して合格通知書を交付する。</p> <p>(10) その他 その他選抜に当たり必要な事項は、教育長が高等学校長に指示する。</p> <p>外国人生徒のために、次により特例の入学者選抜を行う。</p> <p>(1) 応募資格 前記「1 応募資格」(P.1)に定める応募資格を有する者で、かつ、次のア、イ及びウに該当するものとする。</p>	<p>選抜の方法については、原則として、一般入学者選抜と同様に行うものとする。</p>																			

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
	<p>ア 外国籍を有する者で，入国後の在日期間が3年以内のもの。ただし，「入国後の在日期間が3年以内」とは，原則として入国した日から平成19年3月1日現在で3年が経過していない場合をいう。</p> <p>イ 全日制課程にあつては，原則として保護者とともに県内に居住している者又は入学時までに居住見込みの者，定時制課程にあつては，原則として県内に居住地又は勤務地を有する者又はその予定の者</p> <p>ウ 平成19年度の入学者選抜において，他の公立高等学校に出願しない者</p> <p>(2) 外国人生徒の特例入学者選抜（以下「外国人特例選抜」という。）を実施する学校，課程，学科及び募集人員</p> <p>ア 全校の全日制課程及び定時制課程で実施する。</p> <p>イ 募集人員は，全日制課程及び定時制課程それぞれについて，1校につき，全学科を合わせて2人までとする。</p> <p>(3) 志願の手続 志願の手続は「18 帰国子女の特例入学者選抜」の(3)（P.20）に準じて行う。 なお，入学志願者が中学校長に提出し，中学校長の確認後志願先高等学校長に提出する書類は，入学願書，外国人特例入学者選抜海外在住状況説明書（以下「外国人海外在住説明書」という。）及び登録原票記載事項証明書とする。</p> <p>(4) 志願先の変更 志願先の変更については，前記「18 帰国子女の特例入学者選抜」の(4)（P.20）に準じて行う。</p>	<p>推薦入学に出願した者は，外国人特例選抜に出願することはできない。</p> <p>出願に要する書類は，志願先高等学校において，12月1日（金）から交付する。</p> <p>入学願書には，入学者選抜手数料に相当する茨城県収入証紙を茨城県収入証紙欄にはるものとする。 【外国人特例入学者選抜海外在住状況説明書】様式第16号</p> <p>一般の入学者選抜に出願している者の外国人特例選抜への変更は認めない。</p> <p>日本の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者が一般の入学者選抜へ志願先を変更する場合は，外国人海外在住説明書及び登録原票記載事項証明書を提出する必要はない。</p>

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
<p>20 連携型中高 一貫教育校の 入学者選抜</p>	<p>(5) 調査書の作成等 調査書の作成等については、 前記「18 帰国子女の特例入 学者選抜」の(6)(P.21)に準 じて行う。</p> <p>(6) 学力検査及び面接 前記「18 帰国子女の特例 入学者選抜」の(7)(P.21)に 準じて行う。</p> <p>(7) 入学者の選抜 前記「18 帰国子女の特例 入学者選抜」の(8)(P.22)に 準じて行う。</p> <p>(8) 合格者の発表 前記「18 帰国子女の特例 入学者選抜」の(9)(P.22)に準 じて行う。</p> <p>(9) その他 その他選抜に当たり必要な事 項は、教育長が高等学校長に指 示する。</p> <p>連携型中高一貫教育校の入学者 選抜(以下「連携型入学者選抜」と いう。)は、以下のとおり行う。</p> <p>(1) 応募資格 次のア及びイに該当する者と する。 ア 連携型中学校を平成19年 3月に卒業見込みの者 イ 連携型高等学校で行う連携 型入学者選抜を希望する者</p> <p>(2) 募集人員 別に定める。</p> <p>(3) 志願の手続 連携型中学校長は、連携型入 学願書等提出期間内に、入学志 願者書類等送付書を添えて、次 の書類を、連携型高等学校長に 提出する。 ア 連携型入学願書(様式第12 号) イ 連携型高等学校長が指定す る書類</p> <p>(4) 募集及び選抜に関する日程 前記「10 募集及び選抜に 関する日程」(P.9)による。</p>	<p>本県所定の調査書が提出できない 場合は、外国における最終学校の成 績証明書等で代えることができる。</p> <p>【連携型中学校】 常陸大宮市立御前山中学校 常陸大宮市立美和中学校 常陸大宮市立緒川中学校</p> <p>【連携型高等学校】 茨城県立小瀬高等学校</p> <p>【連携型入学願書等提出期間】 2月2日(金)、2月5日(月)及び 2月6日(火) 上記の期間においては、連携型中 学校から連携型高等学校に推薦入学 又は一般入学の出願はできない。</p> <p>【入学志願者書類等送付書】様式第 22号準用 連携型入学願書は、前記「4 志 願の手続」(P.2)に準じて作成する。 連携型入学願書には、入学者選抜 手数料に相当する茨城県収入証紙を 茨城県収入証紙欄にはるものとする。 連携型高等学校長が指定する書類 は、調査書(様式第13号)及び課題 レポートとする。調査書については、 後記「調査書記入上の注意」(P.52) によって作成する。また、課題レポ ートの課題等については、連携型高 等学校長が連携型中学校長に別途通 知するものとする。</p>

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
	<p>(5) 入学者の選抜及び合格内定者の発表</p> <p>ア 連携型入学者選抜においては、学力検査は行わず、連携型高等学校長が、連携型中高一貫教育の成果等を見るために、選抜に必要とする資料を総合して合格内定者を決定する。</p> <p>イ 連携型入学者選抜受験者は、面接等のため、2月9日（金）午前8時40分までに実施高等学校（検査場）に集合するものとする。</p> <p>ウ 選抜の結果については、2月16日（金）午前9時に、連携型高等学校長から、連携型中学校ごとの連携型入学者選抜の結果について及び合格内定通知書を、連携型中学校長に交付することにより通知する。</p> <p>エ 合格内定の通知を受けた者については、合格者として3月14日（水）午前9時、連携型高等学校において受験番号を発表する。</p> <p>なお、合格者には、連携型中学校長を經由して合格通知書を交付する。</p> <p>オ 連携型入学者選抜の内定を受けなかった者については、前記「11 推薦入学」の(7)（P.12）に定めるところに準じて取り扱う。</p> <p>カ その他連携型入学者選抜に当たり必要な事項は、教育長が連携型高等学校長に指示する。</p> <p>(6) その他</p> <p>ア 連携型高等学校へは、連携型中学校以外から、推薦入学及び一般入学を志願することができる。</p>	<p>選抜に必要とする資料は、調査書、面接の結果、課題レポート、小論文等から、中高一貫教育の特色に応じて連携型高等学校長が決定するものとする。</p> <p>なお、その資料については、「連携型高等学校における選抜資料」（別表3）(P.33)のとおりとする。</p> <p>自己申告書(様式第21号)が提出された場合は、選抜資料に加える。</p> <p>不登校等及び障害があることにより不利益な取扱いをすることがないようにする。</p> <p>その他連携型入学者選抜方法の細部については、連携型高等学校において定めるものとする。</p> <p>【連携型入学者選抜の結果について】 様式第10号準用</p> <p>【合格内定通知書】様式第11号準用</p> <p>合格内定通知書の受領にあたっては、「合格内定通知書等受領証」（様式第23号準用）を連携型高等学校長に提出する。</p> <p>合格内定の通知を受けた者については、連携型高等学校に入学を確約したものとす。</p> <p>推薦入学は、前記「11 推薦入学」（P.10）、一般入学は、前記「8 入学者の選抜」（P.5）により行う。</p>

項 目	基 本 事 項	留 意 事 項
<p>2 1 障害のある受験者等の取扱い</p> <p>2 2 自己申告書の提出</p> <p>2 3 出願用紙の配布等</p>	<p>イ 志願先変更期間において、連携型高等学校以外から連携型高等学校に志願先の変更を行うことができる。</p> <p>ウ 連携型高等学校の推薦入学及び一般入学の募集人員については、別に定めることとする。ただし、連携型入学者選抜の募集人員は、十分に確保するものとする。</p> <p>エ 連携型高等学校は、連携型入学者選抜、推薦入学及び一般入学の合格者の総数が募集定員に満たない場合、第2次募集を行うものとする。</p> <p>障害のある受験者等で、学力検査実施上特別な措置を希望する者は、中学校長を経由して、「障害のある受験者等に対する特別措置申請書」を原則として平成19年1月12日(金)までに志願先高等学校長に提出すること。</p> <p>欠席が多いことの事情や障害のあることによって生ずることがら等について、説明する必要がある場合、志願者は自己申告書を志願先高等学校長に提出することができる。</p> <p>なお、自己申告書は、志願者及び保護者が記入し、厳封して中学校長を経由して、調査書とともに、志願先高等学校長に提出すること。</p> <p>(1) 出願に要する用紙の配布 ア 出願に要する用紙で様式の定められているものは、11月上旬までに教育委員会から本県内の中学校及び高等学校に対して送付する。 イ 県外からの入学志願者については、各志願先高等学校において、12月1日(金)から交付する。</p> <p>(2) 様式番号に 印の付いている書類については、各学校で様式に従い作成する。</p>	<p>左記イについては、前記「5 志願先の変更」(P.2)により行う。</p> <p>推薦入学の合格内定者数が推薦入学の募集人員に満たない場合は、その不足分を連携型入学者選抜の募集人員に加えるものとする。 連携型入学者選抜及び推薦入学の合格内定者の総数が、それらの募集人員の総数に満たない場合は、その不足分を一般入学の募集人員に加えるものとする。 第2次募集は、前記「12 第2次募集」(P.13)により行う。</p> <p>【学力検査実施上の特別措置】 「障害のある受験者等に対する特別措置申請書」を提出した者のうち、志願先高等学校長が通常の学力検査の方法では受験が困難と認める者については、茨城県教育委員会(以下「教育委員会」という。)と協議のうえ、検査方法、検査時間及び検査場等について適切な措置を講じる。 【障害のある受験者等に対する特別措置申請書】様式第19号</p> <p>【自己申告書】様式第21号 不登校等及び障害があることにより不利益な取扱いをすることがないようにする。</p> <p>教育委員会が送付する書類は、様式第1, 3~6, 8, 9, 12, 13, 20号である。</p> <p>送付した用紙は、不足が生じた場合、各学校で複写ができる。 なお、様式第1, 8, 12, 20号については両面の複写をすること。</p> <p>様式番号に 印の付いている書類は、様式第2, 7, 10, 11, 14~19, 21~24号である。</p>